2021 ・ 3 ・ 17

「中国人ビザ拒否・入国拒否裁判」の経過

《提訴及び裁判の経過》

5 年半前(2015 年の 11 月)、私たち「村出首相談話の会」や「多くの市民団体」は、東京で国際シンポジウム「戦争法の廃止を求め、侵略と植民地支配の歴史を直視し、アジアに平和をつくる集い」を開催しました。

本件シンポジウムのメイン企画は、中国人細菌戦争被害者の発言でした。ところが日本の外務省によって、中国の細菌戦争被害者と支援者 12 名 は、来日直前に理由も告げられずにビザ発給を拒否され、日本への入国ができませんでした。

本件ピザ発給拒否は、本件集会の名称に「戦争法の廃止を求め」との文言があるのを口実に、当時の安倍首相が忌み嫌う「中国の細菌戦争被害者が細菌戦の悲惨な被害事実を訴える機会」を封じる事を狙ったもので、日本国憲法 21 条が保障する「集会の自由」 を侵害する憲法違反の暴挙です。

2016 年 3 月 、集会呼びかけ代表の田中宏 (一橋大学名誉教授)、 高嶋伸欣(琉球大学名誉教授)、藤田高景(村山首相談話の会)と中国人の計 6 名が原告となつて、ビザ発綸拒否で憲法 21 条が保障する「集会の自由」を侵害した日本国の責任を追及するため国家賠償請求の裁判を東京地裁に提訴しました。

この裁判では、日本政府の不法・不当なビザ発給拒否という国家権力の乱用により、中国人細菌戦争被害者が一人も入国できなくなったため、中国の戦争犠牲者との間で充実した意見交換を行なう事が妨害され、私たちが「集会の自由」を侵害されるという重大な被害を受けたことを主張しました。

私達は、不当な東京地裁一審判決（2020 年 1 月 30 日）の誤りをただすため東京高裁に控訴して闘ってきました。途中、コロナで何回も裁判が中断になつたりしましたが、3 月 17 日 (水)16 時に東京高裁の判決が言い渡される次第です。

本裁判は、外国人の入国拒否の問題を正面から扱う、戦後の日本では前例のない初めての裁判であり、極めて重要な意義を持つ裁判と言えます。

以上

資料①

戦争法の廃止を求め
侵略と植民地支配の歴史を直視し
アジアに平和をつくる集い

2015年

11/27（金）15:00～19:00　衆議院第一議員会館　地下1F　大会議室

基調提起：高嶋伸欣（琉球大学名誉教授）／　発　言：韓国・中国から

28（土）18:00～20:50　渋谷区本町区民会館

基調講演：田中　宏（一橋大学名誉教授）／　発　言：韓国・中国から

29（日）13:00～17:00　スペースたんぽぽ

報　告：藤田高景（村山首相談話を継承し発展させる会　理事長）

討論と発言：教育の現状　「在日」から　等　～今後の課題と方向性について～

各会場所在地：裏面参照、参加費：各会場とも500円



韓国からの発言

崔姫順（チェ ヒスン）さん／李慈順（イ ジャスン）さん（不二越女子勤労挺身隊被害者）

李國彦（イ グゴン）さん（勤労挺身隊ハルモニと共にする市民の会　常任代表）

中国からの発言

高　鋒（ガオ フォン）さん（湖南省：弁護士・常徳市細菌戦被害者遺族）

胡鼎陽（フウディンヤン）さん（浙江省：寧波市の細菌戦被害者遺族）

郭承豪（グオチョンハオ）さん（浙江省：東陽市の細菌戦被害者遺族）

主　催：アジアと日本の連帯実行委員会

連絡先：千代田区三崎町2-6-2　ダイナミックビル4階

TEL：090-3163-3449

Eメール：peace-af@ty2.fitweb.or.jp

HP：http://peace-af.jimdo.com/

代表呼びかけ人

鎌田　慧（ルポライター）

鎌倉孝夫（埼玉大名誉教授）

田中　宏（一橋大名誉教授）

高嶋伸欣（琉球大名誉教授）

藤田高景（村山首相談話の会）

中国人参加者にビザを発給せず

歴史問題シンポ

歴史問題をテーマにしたシンポジウムに参加するため訪日を予定していた中国人12人について、日本政府が入国査証（ビザ）を発給しなかったことが26日、わかった。外務省は理由を明らかにしておらず、主催者側は「自由な議論を封じるもので、理解できない」と話している。

シンポは「戦争法の廃止を求め　侵略と植民地支配の歴史を直視し　アジアに平和をつくる集い」。27～29日、東京都内の3会場で開かれ、日本側の研究者らの報告や講演を受けて、韓国と中国の戦争被害者らが発言する予定だった。

主催者によると、中国からの招待者は、旧日本軍の731部隊による細菌戦の被害者遺族ら12人。26日に来日し、12月1日に帰国予定だった。身元保証人の一瀬敬一郎弁護士が国会議員の秘書を通じて外務省に連絡を取ったところ、25日夕に発給されないことがわかったという。外務省の担当者は「個別のケースについて査証の審査の中身はお答えできない」と話している。

戦争被害語るシンポ ビザ却下

「集会妨害」と提訴へ

中国人ら

中国と韓国の戦争被害者や遺族らが証言するシンポジウムに参加予定だった中国人十二人が、外務省にビザ申請を却下された問題で、主催した市民団体「アジアと日本の連帯実行委員会」のメンバーと拒否された中国人らが、「集会を妨害され精神的な苦痛を味わった」として年内に国家賠償請求訴訟を起こす方針を固めた。主催団体のメンバーが三日、東京・永田町の衆議院第一議員会館で開いた記者会見で明らかにした。



主催者で「村山首相談話を継承し発展させる会」の藤田高景理事長は「過去のシンポジウムで申請を認められていた中国人も拒否された。拒否の理由は、シンポジウムの名称に（安全保障関連法の廃止を求める）『戦争法の廃止を求め』の一文があったから。国家権力の乱用であり、言論弾圧だ」と批判した。

シンポジウムは「戦争法の廃止を求め　侵略と植民地支配の歴史を直視し　アジアに平和をつくる集い」の名称で、先月二十七日から三日間、都内で開催された。ビザを拒否された十二人は旧日本軍の七三一部隊が行った細菌戦の被害者遺族。主催者側は、同様のシンポジウムを二〇〇五年から毎年開催してきたが、発給拒否は初めてだった。外務省外国人課は拒否理由を明らかにしていない。

会見で国家賠償請求訴訟を起こす方針を発表したシンポジウムの主催者たち＝東京・永田町の衆院第一議員会館で

朝日新聞
2015年(平成27年)12月1日 火曜日 12版▲ オピニオン

社説 Editorials 声 Voic

2015・12・1

中国人ビザ

不可解な発給拒否

何が背景にあるのだろうか。

11月末に開かれた、歴史問題をめぐる市民団体主催のシンポジウムに参加予定だった中国人12人に対し、日本政府がビザを発給しなかった。

シンポでは植民地支配の歴史などについて日中韓の市民が議論する予定だった。発給拒否によって市民レベルの交流が閉ざされる結果となった。

主催者側は「国家権力による言論の封殺行為」と反発する。外務省は「個別のケースについて査証の審査の中身は答えられない」と言うばかりで、拒否の理由は説明しようとしない。

シンポのタイトルは「戦争法の廃止を求め 侵略と植民地支配の歴史を直視し アジアに平和をつくる集い」。主催した市民団体の代表呼びかけ人5人には、著名なルポライター、大学名誉教授らが名を連ねる。

ビザが出なかった中国人12人は、旧日本軍の731部隊による細菌戦の被害者遺族ら。招請した弁護士によると、裁判やNGOとの交流のためにこれまで何度も来日したことがあるが、ビザ発給を拒まれたことは一度もなかったという。

今回、ビザを取るために弁護士が11月4日付で現地の日本大使館に提出した招請理由書には①集いへの参加と発言②韓国・日本からの参加者との交流③細菌戦問題に取り組むNGOとの意見交換――などの目的が書かれている。

主催者やシンポの目的は明確で、参加予定者に来日実績もある。なのになぜ今回は発給拒否なのか。不可解である。

シンポのチラシに、こんな記述がある。「《韓国・中国の日本による植民地支配と侵略戦争の被害者》と《日本で安倍政権の戦争法に反対する市民》が一堂に集まり連帯と交流の場を持ちます。この連帯・交流の集いは、戦争に突き進む安倍政権への反撃の第一歩です」

安保関連法を成立させた安倍政権を批判する内容がシンポのテーマだったことが、ビザ発給を拒む理由ではないのか。そう受け取られたとしてもやむを得ないだろう。

折しも、中国で今月開かれるミスコンテストのカナダ代表に選ばれた女性が中国に入国できなくなっている。中国の人権状況を批判したことが理由ではないか、と報じられている。

だれを入国させ、入国させないかをめぐる判断は、その国の政治のありようを映し出す。

異なる価値観や意見を尊重する国であるのかどうか。不可解なビザ拒否は、日本の民主主義への疑念を生みかねない。

2015・12・9 社会新報

中国人12人の入国拒否不当

■招請したアジアと日本の連帯実行委が抗議

日本の侵略戦争による被害を訴えるため訪日を予定していた中国人12人について、日本政府がビザ（入国査証）を発給しないという事件が起きた。12人が出席するはずだったのは、11月27～29日に都内で開催された「戦争法の廃止を求め、侵略と植民地支配の歴史を直視し、アジアに平和をつくる集い」（主催・アジアと日本の連帯実行委員会）。外務省は入国拒否の理由を明らかにしていない。

初日の27日に衆院議員会館で開かれた集会では、予定されていた細菌戦犠牲者遺族で弁護士の高鋒さんら3人の証言が取りやめとなった。この事態について、基調提起者の高嶋伸欣さん（琉球大名誉教授）は、「あの戦争には何ら関わりのない、私たちの子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに、謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません」とした戦後70年安倍首相談話の具体的実践との思い込みで、首相側近政治家が外務官僚に圧力をかけたのではないかとの推測を示し、「こんな恥ずかしいことはやるべきではないということを大きく言っていく必要がある」と述べた。



高嶋伸欣さん

また、主催者あいさつの中で藤田高景さん（村山首相談話の会理事長）は、今回来日できなかった人の中には過去何度も問題なく入国している人も含まれていると指摘し、「民主主義国家の名に値しない露骨な言論抑圧、集会妨害だ」と語気を強めた。

同実行委の呼びかけ人5人は12月3日、同会館で記者会見を開いた。来日予定者の招へい・身元保証人だった弁護士の一瀬敬一郎さんは、過去の事例について「今回のような発給拒否は一度もない」と明言し、日中双方から原告を募り年内にも国家賠償請求訴訟の提起を準備中だとした。

2015・12・10　日経

春秋

中国・湖南省で生まれ育った林耶凡さんが母親とともにカナダに移住したのは、13歳の時。アナスタシア・リンという新たな名前で暮らし始めても、しばらくは中国で教わったことを信じていたそうだ。やがて、1989年の天安門事件など共産党政権の暗部を知る。▼声を上げないではいられなかった。中国に人権を、中国に民主主義を、と。大学で演劇を学び、女優となってから、言動は熱を帯びた。効果的なアピールの場になると期待して参加したのが、ミス・ワールド・コンテスト。今年5月にカナダ代表の座を射止め、今月19日に中国のリゾート地で開く決勝に出る資格を得た。▼そこまでだった。招待状はとどかず、白腹を切っての現地入りも阻止された。オタワ駐在の中国大使館員はカナダ紙に告げた。彼女はペルソナ・ノン・グラータ（歓迎されざる人）だ―。もっとも、3日に香港からカナダに戻ったリンさんは空港で大歓迎を受けた。ミスコンに出る以上の効果があったといえるだろう。▼無粋な。中国当局の対応にそんな感想を抱いた人は少なくあるまい。ひるがえって日本。旧日本軍による戦争被害などをテーマに都内で開いたシンポジウムに、細菌戦被害者の遺族ら中国人12人が出席できなかった。ビザ発給を拒んだ理由を外務省は明らかにしていない。こちらはこちらで恥ずかしい気分を禁じ得ない。

外務省が集会参加予定の中国人12人にビザ発給せず
細菌戦被害者ら入国拒否

外務省がおかしい。ますます独裁的体質を露骨にしている安倍晋三首相の意に沿うかのように、このところ首をかしげるような対応が目立つ。その一つが、11月後半に開催が予定されていたシンポジウム「戦争法の廃止を求め侵略と植民地支配の歴史を直視しアジアに平和をつくる集い」に出席を予定していた、中国の発言者らに対するビザ発給の拒否だ。

この集会は、「アジアと日本の連帯実行委員会」が主催し、東京都内で3回開催された。これには太平洋戦争中、工作機械メーカーの不二越（富山市）が「女子勤労挺身隊」として約1600人の朝鮮人を自社の軍需工場で働かせた問題で、賠償を訴えている韓国人女性ら3人が参加し、当時の日本での過酷な生活を証言した。

だが当初、日本軍が中国大陸で展開した細菌戦について報告を予定していた浙江省の被害者遺族二人と、同遺族を支援している弁護士ら12人に対し、外務省はビザ発給を拒否。このため、集会への参加は不可能となった。

韓国から来日する際にビザは不必要で、日本から証申する場合も同様だが、外務省は中国からの来日者に対してはビザ取得を義務づけている。これまで日本で開催された戦争責任や歴史認識に関する集会に、中国からの来日者が参加・発言する例は珍しくなかった。だが今回のように、ビザ発給が拒否されたケースは初めてという。

中国側の参加予定者がビザ発給を申請した北京と上海の日本領事館は、「本省の指示」として発給を拒否。これについて外務省の外国人課は、「個別のビザ発給に関する判断理由は答えられない」と説明する。だが『東京新聞』11月28日付朝刊によれば、「シンポジウムの趣旨への政治的な判断は一切ない」と回答している。

この問題で12月3日、国会内で、主催側の「アジアと日本の連帯実行委員会」が記者会見を開いた。席上、一瀬敬一郎弁護士がこれまでの外務省の一連の対応を説明。さらに省に対し、「歴史を直視し、安倍首相の戦争に向かう動きにとう対抗するかという集会を妨害した。あってはならない事態だ」と強く批判した。

また、「村山首相談話を継承し発展させる会」の藤田高景理事長は、「外務省が初めて拒否したのは、シンポジウムのタイトルに『戦争法の廃止を求め』という文言が入っていた以外に考えられない」と述べながら、「戦争法は『国策』だから認めないということか。民主主義に反するやり方だ」として、今後訴訟も含めた外務省への抗議を考えていることを明らかにした。



外務省のビザ発給拒否で中国人12人が参加できなかった11月27・28日の集会チラシ。

国際人権基準軽視の日本

一方、国連は12月に、こうした日本の表現の自由・人権の現状について調査するため、ディビッド・ケイ特別報告者（米国）を派遣し、国内の人権NGOや政府機関からの聞き取りを予定していた。外務省も国連との間で公式訪問受け入れに合意していたが、ケイ特別報告者は来日を予定していた12月1日の2週間前になって突然、ジュネーブの国連人権委員会日本代表部から「政府関係者へのミーティングがアレンジできない」という理由で、キャンセルを通告された。同時に、「来年秋まで受け入れは困難だ」と示唆されたという（小論11月27日号「金曜アンテナ」参照）。

今回の調査では、特定秘密保護法の運用や、最近相次いでいる政府のメディアへの介入といった問題が対象になるものと予想されていた。日本は「国境なき記者団」が毎年発表する世界の報道の自由度ランキングで見ると、2010年の民主党政権時代は11位だったが、今年は61位まで大きく後退。頻繁に外遊を繰り返し、そのたびに自分を売り込むためか海外援助資金等を気前よくバラまいてきた安倍首相にとって、こうした国内の表現の自由・人権の急速な悪化状況が世界に知られるのを避けようとしているのは自明だろう。

これについてアムネスティ・インターナショナル日本も人権団は、11月25日に発表した声明で「日本政府の国際人権基準を軽視する姿勢の表れと国際社会から受け止められ」ると指摘している。

成澤宗男・編集部

社説

不都合な人を拒んだのか

中国人ビザ

安全保障関連法に反対し、アジアの平和を考える市民集会に招かれた中国の人たちに、日本政府がビザを発給しなかった。

旧日本軍による細菌戦の被害を受けた中国人の遺族ら12人だ。日本に入国できず、証言や意見交換の機会が失われた。

特定秘密保護法施行下での「知る権利」の状況などを今月上旬、日本で聞き取り調査する予定だった国連の担当者（特別報告者）に対しても、政府は突然の要請で無期限の延期をさせている。

ともに異例の事態だ。

安保法も秘密法も国民の反対運動が起き、与党の強行採決で成立した法律だ。政権にとって都合の悪い人たちの来日を拒んでいると受け取られても仕方がない。

市民集会は先月下旬に都内で3日間開かれた。「戦争法の廃止を求め 侵略と植民地支配の歴史を直視し アジアに平和をつくる集い」というタイトルだ。ルポライターの鎌田慧さんらを代表に大学教授や作家、市民団体などが呼び掛け人になった。

日本に植民地支配された中国・韓国の戦争被害者らの証言を聞くのも狙いの一つだった。ビザの必要のない韓国からは、戦時中に女子勤労挺身隊員として10代前半で富山市の機械メーカーに動員された2人が来日。労働の実態を訴え、補償を求めた。

中国からの12人は、以前から交流がある市民団体メンバーの弁護士が身元保証人になってビザを申請したが、全員が拒否された。

外務省は「審査の結果、ビザ発給基準を満たさなかった」と言うばかりで、拒否した理由を明らかにしていない。

不可解なことが多い。

12人のうち少なくとも4人は、過去にビザ発給を受け、来日したことがある。約20年前から中国の戦争被害者を日本に招いているが、ビザの発給を拒まれたことはなかったという。

入管難民法は、入国を認めない場合として感染症や前科、政府を暴力で破壊することの企てなどを定めている。弁護士によると、該当することは何もない。

ビザの申請に必要な招へい理由書に弁護士が書いた集会の趣旨を問題にした可能性が捨てきれない。安倍政権を批判する内容との理由で拒んだとすれば、憲法が保障する表現の自由にかかわる。

その表現の自由の状況を調べようとした国連担当者までキャンセルさせている。日本は異なる意見を尊重する国と言えるのか。二つの問題は国際社会の疑念も招く。

FAX 03(3595)6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

中国人ビザ発給拒否 訴訟大詰め

旧日本軍の細菌戦の被害をシンポジウムで証言してもらおうと、2015年に日本の市民団体が招待した中国人12人が外務省からビザ発給を拒まれた。この問題で、「『集会の自由』を妨害された」と、市民団体関係者が国に賠償を求めた訴訟が、大詰めを迎えている。国側は訴訟でも入国拒否の理由をきちんと説明せず、原告らは「政権への忖度ではないか」と追及している。

(大村歩)

外務省も政権忖度?

シンポジウムは「戦争法の廃止を求め 侵略と植民地支配の歴史を直視し アジアに平和をつくる集い」。市民団体「アジアと日本の連帯実行委員会」が二〇一五年十一月二十七日から三日間、都内で開いた。中国、韓国の戦争被害者が証言する内容だった。

訴状などによると、市民団体は、このシンポで証言してもらおうと、旧日本軍の七三一部隊が行った細菌戦の被害者遺族や、被害者協会の弁護士ら中国人計十二人を招待。団体側の一瀬敬一郎弁護士が、十一月上旬に在北京日本大使館と上海の総領事館に、十二人のビザを申請した。

それまでは四、五日で出ていたのに、大使館側は「調査中」「本省の指示待ち」などと引き延ばした。同月二十五日になり「今回は発給しない」という回答があった。

このため中国人十二人は来日できず、シンポの内容も変更された。これを受け、市民団体のメンバー三人と、入国できなかった中国人のうち二人が、一六年三月に「違法なビザ発給拒否によって集会を妨害された」として、国を相手取って東京地裁に提訴した。

訴訟は八日に第九回口頭弁論を終え、大詰め。原告側が求めている当時の外務省外国人課長と中国・モンゴル第一課長ら二人の証人尋問を、裁判所が認めるかが焦点になっている。ビザ発給は外国人課の所管だが、発給申請を受けた後に、外国人課が中国・モンゴル第一課と協議していたことが、同省の内部資料から判明したためだ。

当時は安全保障関連法が成立してから二カ月ほどで、政権を批判する国民の声も多かった時期。だから、発給拒否の背景に政権への「忖度」があると原告側は疑っている。

三人への尋問で、発給拒否に至った詳しい経緯を追及しようと構える。原告側弁護団の浅野史生弁護士は「外務省は『課長レベルで判断しているから政治的意図はない』という理解に苦しむ主張をしている」と述べる。

一方、外務省は訴訟の中で「発給申請を却下した理由に、シンポの趣旨への政治的判断は一切ない」と否定。通常、発給拒否の理由は明らかにしないのに、今回の訴訟では「日本国内で身元を保証する人に、保証能力がない」ことだったと説明した。

原告の一人で、一橋大名誉教授の田中宏氏は昔をかしげる。「保証人は、過去何十人もの外国人の保証人を引き受けてきた一瀬弁護士。問題はまったくない。苦し紛れにめちゃくちゃなことを言っている」

原告で「村山首相談話を継承し発展させる会」理事長の藤田高景氏は、シンポジウム名に「戦争法」の言葉が入っていたことが、拒否の理由とみる。

「安全保障関連法を『戦争法』と呼ぶことを機に嫌う安倍晋三首相に外務官僚が忖度して、発給を拒否したのではないか。明らかな集会つぶしだ。森友・加計両学園のモリカケ問題が発覚する前から、安倍政権は忖度が蔓延していたということだろう」と語る。

口頭弁論後に訴訟の今後について話し合う「ビザ発給拒否」裁判の原告、弁護士ら＝東京・霞が関の弁護士会館で



原告ら経緯を追及

ニュースの追跡

(第3種郵便物認可)　2020、1、31　東京新

中国人ビザ拒否訴訟

「集会の自由」国の裁量拘束せず

東京地裁判決　原告の請求棄却

日本の外務省にビザの発給を拒否され、二〇一五年に東京都内であった安全保障関連法の反対集会に参加できなかった中国人の戦争被害者遺族らが、「集会の自由を侵害するなどしており違法だ」と国に六百六十万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は三十日、請求を退けた。原告側は控訴する方針。

＝司法がお墨付き？㉔㉕面

反対集会は「戦争法の廃止を求め、侵略と植民地支配の歴史を直視し、アジアに平和をつくる集い」と題し、一五年十一月に開催された。原告の中国人男性三人は集会で発言する予定だったが、ビザが発給されなかったため来日できなかった。

訴訟で原告側は「国は集会での政治的意見を問題視してビザ発給を拒んだ。集会の自由や表現の自由を侵害し、被害者遺族らとの交流の機会を奪った」と主張していた。

前沢達朗裁判長は判決理由で「ビザ発給の可否判断は、国の自由な裁量に委ねられている。（発給拒否は）裁量権の逸脱とはいい難い」と述べた。「原告らの表現や集会の自由が制約されたことは明らか」とも言及したが、「表現や集会の自由は、国の裁量を拘束するほどに保障されているとはいえない」と判断した。

■ビザ発給拒否訴訟 地裁棄却

歴史問題のシンポジウムに参加予定だった中国人に国が査証（ビザ）を発給しなかったことの適否が争われた訴訟の判決で、東京地裁（前沢達朗裁判長）は30日、「ビザの発給は国の裁量に委ねられており、違法ではない」として、原告の請求を棄却した。

シンポは市民団体主催で2015年11月に開催。旧日本軍による細菌戦の被害者遺族ら中国人12人が招かれ、２カ月前に成立した安全保障関連法に反対する人たちと交流する集いだった。だが、12人はビザの発給を拒まれて来日できず、このうちの３人と主催者側の日本人３人が「政権の考えに合わないシンポへの妨害が目的だ」などとして提訴していた。

判決は、ビザ発給について「政治的・外交的な見地から特定の外国人の入国を好ましくないと判断して拒否できる」と判断した。

2020.1.31 朝日新聞

報部　FAX 03（3595）6911　Eメール tokuho@chunichi.co.jp

中国人ビザ拒否 賠償請求2審も棄却

政権への「忖度」再び追認

安保法成立直後 戦争被害の証言できず

外務省にビザの発給を拒まれ、旧日本軍から受けた被害を証言するシンポジウムに参加できなかった中国人男性などが、発給拒否は不当だとして国を相手に賠償を求めた訴訟で、東京高裁は十七日、請求を退けた。発給を拒まれたのは、二〇一五年秋。安倍政権下で、安全保障関連法が成立したばかりで、国内の反発が根強かったころだ。政治的思惑もちらつく国の対応に、司法がお墨付きを与えていいのか。（中沢佳子）



控訴審判決後に記者会見に臨む一橋大の田中宏名誉教授（左から4人目）ら原告側の人たち＝東京・霞が関の司法記者クラブで

「主文。本件控訴をいずれも棄却する」。判決を告げる白井幸夫裁判長の声が法廷に響くと、傍聴席から「不当だ」「何を考えているんだ」と不満の声が次々と上がった。

「怒り心頭だ」。原告の一人で「村山首相談話を継承し発展させる会」の藤田高景理事長は憤まんやるかたない。「ビザをすべて発給しろと言っているわけじゃない。ただ、このケースは発給を拒む正当性がない。権力の乱用がすぎる」

一五年十一月、藤田さんたち市民グループは、都内で「戦争法の廃止を求め侵略と植民地支配の歴史を直視し　アジアに平和をつくる集い」を開いた。

旧日本軍の七三一部隊による細菌戦の被害について、被害者遺族など中国人十二人を招き、証言してもらう予定だった。しかし、証言者たちはビザの発給を拒まれて来日できず、シンポの内容も変更を迫られた。

入国できなかった中国人のうち三人と、主催者側の日本人三人の計六人は一六年三月、「違法なビザ発給拒否で、集会の自由が侵害された」と国を相手に東京地裁に提訴。二〇年一月の地裁判決では、表現や集会の自由が制約されたことは認めたものの、ビザ発給の判断は「国の自由な裁量に委ねられている」だった。

確かに、ビザ発給については日本だけでなく、世界的にもそう考えられている。だが、政治的思惑を絡めて都合の悪い人を排除するのはやり過ぎだというのが原告側の言い分だ。

シンポジウムの二カ月前に安全保障関連法が成立し、一六年三月の施行を控えていた。安保関連法の強行採決で、安倍政権は歴代政権が憲法九条の下で禁じてきた集団的自衛権の行使に道を開いた。当然、批判の声も強かった。原告側はそこに「政治的思惑」を感じている。藤田さんは、右傾化する安倍政権に外務省が忖度し、発給拒否したと疑っている。

「ビザを申請した中国人たちは、シンポ前に何度も日本に来ており、入国に問題ない人物だ。外務省は『戦争法』という言葉が入ったシンポに敏感に反応したのではないか」

控訴審判決も一審同様にビザ発給で国の広い裁量を認めた。その上で、ビザを出さなかったことで集会に少なからず影響を与えたものの、違法とまではいえないと結論づけた。原告側弁護団の浅野史生弁護士は、まさにこの判断が問題だと指摘する。「政府の裁量が、憲法で唱える表現の自由や集会の自由を侵害していることを問うてきた。しかし判決はそこに踏み込まず、『国に裁量がある』という一般論を繰り返した。これでは憲法上の権利をビザ制度の下に置いたことになる」

原告の一人、一橋大の田中宏名誉教授（日本アジア関係史）は「証言されるはずだった内容は戦争被害の実態に関わり、歴史認識につながる重要な問題提起。しかし、証言者が入国できなかったため、重い歴史を背負った人の声を聞く機会が奪われた。これは『国の裁量』を逸脱した行為だ」と判決を批判した。

原告「国の裁量で表現の自由を侵害」

私たちは中国人戦争被害者への《ビザ発給拒否》で戦争法廃止を求める「集会の自由」を侵害した安倍政権の責任を追及しています!!

「ビザ発給拒否・集会妨害裁判を支援する会」への入会をお願いします

2015年11月、政府・外務省は、日本軍の侵略戦争による被害事実を戦争法廃止を求める集会で証言するために招聘された「中国人細菌戦被害者」へのビザ発給を違法に拒否し、憲法21条が保障する「集会の自由」を侵害しました。

そこで今年３月、本件の集会主催者と中国人細菌戦被害者の下記６名が国家賠償請求訴訟を東京地方裁判所に起こしました。

記

◆日本人原告：**田中　宏**（一橋大学名誉教授）
高嶋伸欣（琉球大学名誉教授）
藤田高景（村山首相談話の会・理事長）

◆中国人原告：**高（ガオ）　鋒（フォン）**（湖南省常徳市の細菌戦被害者）
胡 鼎陽（フウディンヤン）（浙江省寧波市の細菌戦被害者）
郭 承豪（グオチョンハオ）（浙江省東陽市の細菌戦被害者）

私たちは上記提訴を機に「ビザ発給拒否・集会妨害裁判を支援する会」を立ち上げました。多くの皆様の当会への入会と裁判支援カンパをお願いします。

---

1 昨年９月政府は「安全保障法関連法」（いわゆる戦争法）を強行成立させました。戦争法は、集団的自衛権の行使を認め、日本が米軍と一体となって世界中に自衛隊を派兵して戦争を行うことを認めた憲法９条に違反した悪法です。

多数の市民が連日国会を包囲し、戦争法制定に反対する声を挙げました。しかし与党は数を頼りに強行採決で悪法を成立させたのです。

2 昨年11月27日から３日間、東京都内で、戦争法の廃止を求める多くの市民が「戦争法の廃止を求め、侵略と植民地支配の歴史を直視し、アジアに平和をつくる集い」という集会を開催しました。

戦争法は憲法９条と憲法の根本原理である平和主義に反しています。

日本国憲法は、その前文冒頭で「日本国民は（中略）政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と定めています。しかし、政府は、明治以来のアジアに対する侵略と植民地支

配を本当に反省して被害者に真摯に謝罪したことがありません。だから政府の高官や首相が、軍隊慰安婦は強制ではない、南京大虐殺はなかった、侵略とは言えない等という暴言や靖国神社への参拝を繰り返し、中国や韓国など世界の人々から批判されているのです。

本件集会には、中国と韓国から日本の侵略戦争と植民地支配の犠牲者の方々が出席され証言される予定でした。しかし、韓国の戦争犠牲者はビザが不要で入国できましたが、中国の細菌戦被害者と支援者は来日予定の12名全員が外務省によってビザ発給を拒否され、日本への入国ができませんでした。

3 本件集会は、日本が二度と再び侵略戦争を引き起こさないために企画されたものであり、中国人細菌戦被害者の発言は、本件集会のメイン企画でした。

ところが中国人細菌戦被害者が一人も入国できなくなったため、中国の戦争犠牲者との間で充実した意見交換を行うことを妨害され、原告たちは「集会の自由」を侵害されるという重大な被害を受けました。

4 そもそも今回の中国人細菌戦被害者らに対する、政府・外務省によるビザ発給拒否は、本来のビザ発給基準を明らかに逸脱した違法な処分です。

同時に、本件ビザ発給拒否は、本件集会の名称に「戦争法の廃止を求め」との文言があるのを口実に中国の細菌戦被害者が細菌戦の悲惨な被害事実を訴える機会を封じ、戦争法の廃止を求める表現活動の抑圧を狙ったもので、日本国憲法21条が保障する「集会の自由」を侵害する憲法違反の暴挙です。

5 万一政府・外務省が今後も今回中国人細菌戦被害者らに行ったような、違法なビザ発給拒否を繰り返すならば、日本や日本人はアジアの戦争犠牲者の方々との歴史を直視するための交流を行うことができなくなります。

今年３月、上記のような暴挙が日本で二度と繰り返されないようにするため、冒頭に記載した日中の６名が原告となって、ビザ発給拒否という暴挙と、憲法21条が保障する集会の自由を侵害した日本国の責任を追及するため、国家賠償請求の裁判を東京地方裁判所に提訴しました。

こうした裁判は、日本では前例のない初めての裁判ですが、これは「集会の自由」を守る“自由獲得のための闘い”に他なりません。

6 私たちは、この国家賠償請求裁判の提訴を機に、「ビザ発給拒否・集会妨害裁判を支援する会」を結成いたしました。

今回の国家賠償請求裁判は、安倍政権による戦争法制定と民主主義破壊の暴走をストップさせる闘いと一体となる極めて重要な意義を持つ裁判です。平和と民主主義を愛し、戦争法の廃止を求める多くの市民の皆様の、本会への入会と裁判支援を心から呼びかけます。

7 「ビザ発給拒否・集会妨害裁判を支援する会」に参加をお願い致します。郵便局から年会費2000円を、下記の郵便振替口座へ振り込んで下さい。

またカンパにもご協力下さい。(カンパは一口1000円からです。何口でも可です。)

《会費・カンパの振込先》	《連　絡　先》
郵便振替口座　加入者名: ビザ発給拒否・集会妨害裁判を支援する会 口座記号番号　00100-9-634774	ビザ発給拒否・集会妨害裁判を支援する会 E-mail:bizakyohisaiban2015@ybb.ne.jp 電話：090-8808-5000

安倍政権に忖度し行政が歪められた疑い… 「ビザ発給拒否・中国人入国拒否裁判」17日に高裁判決

3/17(水) 9:06 配信

日刊ゲンダイDIGITAL



2015年、国会前で行われた安保法制反対デモ（C）日刊ゲンダイ

国会では菅首相の長男が勤務する「東北新社」やNTTと総務省幹部をめぐる接待問題が議論になっているが、安倍・菅政権によって行政が歪められた疑いがあるケースはこれだけではない。

17日、東京高裁で判決が出る裁判も同じ。アジアの平和を考える市民集会に招かれた中国人に対し、日本政府・外務省がビザ（入国査証）を発給しなかった「ビザ発給拒否・中国人入国拒否裁判」のことだ。

裁判の経緯はこうだ。「村山首相談話の会」などの実行委が2015年11月に「戦争法の廃止を求め、侵略と植民地支配の歴史を直視し、アジアに平和をつくる集い」という国際シンポジウムを開催。シンポでは、日本の侵略戦争や植民地支配の歴史などについて日本や中国、韓国の市民が議論をする予定だったものの、過去にビザが発給されていた4人を含む中国人12人に対してビザが発給されず、シンポに出席も証言もできなかった。

このため、主催した市民団体の代表らが原告となり、16年3月、「日本政府によるビザ発給拒否は、憲法21条が保障する集会の自由の侵害に当たる」などとして、国に660万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴。20年1月、地裁は「ビザの発給は国の裁量に委ねられており、違法ではない」と請求を棄却したため、原告側が控訴していた。

■戦争法への反対訴えるシンポ出席者のビザ発給拒否か

日本政府はなぜ、ビザ発給を拒否したのか。極めて異例の措置となった謎を探るヒントはシンポのチラシ＜集いへの参加のお願い＞の文言だ。

＜アジアの戦争被害者は、安倍政権の歴史修正主義のエスカレートと戦争法制定等の動きに非常な危機感を持っています＞

＜韓国・中国の日本による植民地支配と侵略戦争の被害者と日本で安倍政権の戦争法に反対する市民が一堂に集まり連帯と交流の場を持ちます。この連帯・交流の集いは、戦争に突き進む安倍政権への反撃の第一歩です＞

当時の安倍政権は、シンポ開催3カ月前の15年9月に集団的自衛権の行使を容認する安保法制（戦争法）を参院で強行採決している。このため、原告側は、日本政府・外務省が安倍政権に忖度し、戦争法に反対を訴えるシンポ出席者のビザ発給を拒否したのではないかとみている。

原告の1人である「村山首相談話の会」の藤田高景理事長はこう言う。

「我々は政府に対して、何でもかんでもビザを発給するべきと主張しているわけではありません。しかし、今回のケースはあまりに酷い判断で、権力の乱用そのものと言わざるを得ません」

原告側は判決公判後の午後4時45分から、東京地裁の司法記者クラブで会見を予定している。